

6. 「景観づくり協定」が認定されると・・・

住民の皆さんが、景観づくり協定を自主的に結び、市から認定された場合には、景観形成地区に指定されます。景観形成地区では、その地区内の住民の皆さんと市（役所）が、それぞれの役割に応じて地域の特性に合った景観形成に努めます。

住民の皆さんが行うこと

1. 景観形成地区内の住民自らが景観を形成する主体であることを認識し、地域内の住民同士で互いに協力し合い、積極的に優れた景観づくりに努めます。
2. 景観形成地区内で、建築物等の新築、増築、改築、移転、除去、大規模な修繕、外観の色彩変更等を行う場合は、「景観形成基準」に適合するように努めます。
3. 景観形成地区内で、建築物等の新築、増築、改築、移転、除去、大規模な修繕、外観の色彩変更等を行う場合は、役所へ届出し、助言・指導を受けます。
4. 景観形成地区内で、土地の形質変更や樹木の伐採及び植栽を行う場合は、役所へ届出し、助言・指導を受けます。

市（役所）が行うこと

1. 景観形成地区として指定した地域全体の景観づくりの基準となる「景観形成基準」を定めます。
2. 景観形成に必要とされる公共的な施設の整備等を、地域住民の意見が十分に反映されるよう配慮しながら計画的に実施します。
3. 景観形成地区内の住民から届出のあった建築物や土地、樹木等に関する事項について、「景観形成基準」等に基づき助言・指導を行います。
4. 景観形成地区内の「空き地」が景観を阻害していると認められる場合は、空き地の所有者等に助言・指導を行います。

■ 届出の流れ

住民の皆さんが行うこと

市（役所）が行うこと

建築物の増・改築等、土地の形質変更等、樹木の伐・植栽等の計画

事前 相談

役所へ届出

審査

助言・指導

助言・指導に基づく

届出の受理

建築確認申請等

建築物の増・改築等、土地の形質変更等、樹木の伐・植栽等に着手